
◆岸和田市企業支援メールマガジン◆

《第100号》 2024年8月1日 配信

各支援機関の施策情報やセミナー情報など、企業の皆様や創業者のお役に立つ情報を配信します。

※各ホームページのURLについては、日々情報が更新されておりますので、こまめにご確認いただくことをおすすめします。

※各種受信端末のセキュリティ設定により、URLが無害化処理され、文字列先頭の「h」が削除されて受信される等の事例が確認されております。

各種受信端末の設定をご確認ください。

■―― 目 次 ――■

【1】岸和田市奨学金返還支援事業助成金（市）

～若者世代の岸和田市での就業促進に～

【2】第二弾・岸和田黒鯛フェアに参加する飲食店を募集します。（市）

【3】岸和田市内の事業所に対する省エネ診断・支援費用を補助します。（市）

【4】岸和田市内の事業所の省エネルギー化を支援します。（市）

【5】岸和田市内事業所のデジタル化を支援します（市）

【ソフトやシステムの稼働に必要なハードウェアも対象になりました！】

【6】産業人材の育成を支援します（市）

【技能検定の受検手数料も対象になりました！】

【7】販路拡大を支援します（市）

【8】創業者の販路開拓を支援します（市）

【9】小規模事業者持続化補助金の申請書作成にも役立つ！

個別事業計画作成相談会 開催のご案内（商工会議所）

【10】新事業展開をお考えの企業の皆さまへ！（商工会議所）

【11】Osaka 起業家応援ポータルサイトを開設！（府）

【12】奨学金返還支援制度を新たに導入した事業者に、支援金を支給します！（府）

【13】大阪代表商品販促事業「OSAKA PRIDE PRODUCTS 2025」（府）

【14】働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）

のご案内（国）

■―― 各 情 報

【1】――――――――――――――――――――

岸和田市奨学金返還支援事業助成金（市）

～若者世代の岸和田市での就業促進に～

岸和田市内の事業所に新規に正規就業する若者（39歳以下）を対象に奨学金の返還を支援します。若年者の採用に向けた求人活動にもご活用ください。

【申請期間】令和7年1月6日（月）～令和7年2月28日（金）

【対象奨学金】日本学生支援機構等が貸与する奨学金

【対象者】次の要件をすべて満たす方

- ・ 令和5年4月1日以降、市内企業等に新規に正規雇用され、市内事業所で6か月以上就業または就業予定で、かつ申請日時点で雇用継続中の方
- ・ 大学等在学中に奨学金の貸与を受け、自ら奨学金を返還している方
- ・ 令和7年3月31日時点で年齢が39歳以下の方
- ・ 申請日時点で市内に住所を有し5年以上定住する意思がある方
- ・ 岸和田市税を滞納していない方

- ・ 暴力団員または暴力団密接関係者でない方
※ただし、公務員及びそれに準ずる方は除く

【助成金額】令和6年1月1日～令和6年12月31日までに支払った奨学金返還額の3分の2以内で、上限年額12万円(千円未満切り捨て)

※ただし、助成対象者が他の公的機関等からの補助金等又は市内企業等からの手当等を受けている場合は、その額を助成金の交付対象となる経費から除きます。

【詳細 URL】

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/43/shougakukin-jyosei2024.html>

【問い合わせ先】

岸和田市産業政策課 (072-423-9621)

【2】-----

第二弾・岸和田黒鯛フェアに参加する飲食店を募集します。(市)

現在、持続可能かつ地域経済の活性化の発展を図るため、
豊かな農林水産物のブランディングとして、「黒鯛」を取り上げ、
その良さを広く訴求する取組みを進めています。

昨年度は、市内飲食店等の協力を得て、岸和田黒鯛フェアを2～3月にかけて開催したところ、約1,000食を提供することができました。

また、テレビ局をはじめ、数多くのマスコミが取り上げて頂き、
黒鯛の良さを感じ取って頂くことが出来ました。
岸和田黒鯛は美味しいというイメージを定着させるため、
第二弾・岸和田黒鯛フェアを開催することになりました。
つきましては、オリジナルの黒鯛料理を提供して頂ける
飲食店の募集を行ないますので、ご協力のほど、宜しくお願ひ致します。

【募集期間】令和6年8月1日(木)から8月22日(木)まで

【参加条件】以下のとおり

- 1、岸和田黒鯛フェアの期間中（2024年11月1～30日）に黒鯛を使った創作メニューを提供する。
- 2、岸和田市で水揚げされた黒鯛のフェアであるため、岸和田鮮魚商業組合が活用した黒鯛のフィレ（切り身）を仕入れる。（単価は後日公表）
- 3、参加店舗はパンフレット、ホームページ等に店名が記載されることを承諾する。
- 4、来店者アンケートに協力できる。

【募集対象】 岸和田市内の飲食店

【応募方法】 下記URLをご確認下さい。

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/42/kurodaifea.html>

【問合先】 岸和田市食の磨き上げ協議会（岸和田市魅力創造部農林水産課内）

電話：072-423-9488（直通）

担当（主催）：岸和田市食の磨き上げ協議会

（岸和田市魅力創造部農林水産課農林水産振興担当）

電話番号：072-423-9488

FAX:072-430-2272

メールアドレス：nousui@city.kishiwada.osaka.jp

ホ 一 ム ペ 一 ジ : URL :

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/42/kurodaifea.html>

【3】-----

岸和田市内の事業所に対する省エネ診断・支援費用を補助します。（市）

岸和田市内の事業者が実施する、岸和田市内の事業所に対する省エネ診断、省エネ支援に必要な費用を支援しています。

※令和6年度からは、省エネ支援にかかる費用も対象になりました。

【対象となる主な省エネ診断・支援】

- ・一般社団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断費用
- ・省エネお助け隊が実施する省エネ診断費用
- ・一般社団法人環境共創イニシアチブの登録診断機関が実施する省エネクイック

診断費用

- ・省エネお助け隊が実施する省エネ支援費用（個別カスタムプランを除く。）

【募集期間】

令和7年1月31日（必着）まで

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること（大企業等を除く）
- ・法人税法上の収益事業を行っていること
- ・対象外業種でないこと
- ・市税を滞納していないこと
- ・暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと

【補助率】

- ・補助率：補助対象経費合計額の10分の10（千円未満切捨て）

【詳細】

対象外業種等の詳細については、以下のホームページをご確認ください。

申請書一式についても、以下のホームページよりダウンロードできます。

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/43/shindan.html>

【問い合わせ先】

岸和田市産業政策課事業者支援担当（072-423-9485）

【4】-----

岸和田市内の事業所の省エネルギー化を支援します。（市）

岸和田市内の事業者が実施する、省エネ診断・省エネ支援に基づく岸和田市内の事業所に対する省エネ機器や太陽光発電設備の導入に必要な費用を支援しています。

【募集期間】

令和7年1月31日（必着）まで

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること（大企業等を除く）
- ・省エネ診断・省エネ支援を2年以内に受けていること
- ・法人税法上の収益事業を行っていること
- ・対象外業種でないこと
- ・市税を滞納していないこと
- ・暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと

【交付額及び補助率】

- ・交付額：省エネ機器、太陽光発電設備について、各々1事業者1年度につき、50万円（予算上限に達し次第終了）

※太陽光発電設備のみの導入は補助の対象となりません。

- ・補助率：補助対象経費合計額の2分の1（千円未満切捨て）

【詳細】

対象外業種や補助対象経費等の詳細については、以下のホームページをご確認ください。

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/43/syouene-setsubi.html>

申請書一式についても、以下のホームページよりダウンロードできます。

【問い合わせ先】

岸和田市産業政策課事業者支援担当（072-423-9485）

【5】-----

岸和田市内事業所のデジタル化を支援します（市）

【ソフトやシステムの稼働に必要なハードウェアも対象になりました！】

岸和田市内の事業者が実施する、ポストコロナ・ウィズコロナ時代を見据えた事業所等のデジタル化を支援しています。

※令和6年度からは、ソフトやシステムを導入する場合に限り、当該システム等の稼働に必要なハードウェアも対象になりました。（上限5万円）

【採択事例（一例）】

- ・製造業事業者が、エラー情報収集や情報入力作業を自動化するシステムを導入
- ・リサイクル業事業者が、顧客管理や会計等ソフト及びハードウェアを導入

【募集期間】

令和7年1月31日（必着）まで

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること（大企業等を除く）
- ・法人税法上の収益事業を行っていること
- ・対象外業種でないこと
- ・市税を滞納していないこと
- ・暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと

【交付額及び補助率】

- ・交付額：1事業者1年度につき、30万円（※予算上限に達し次第終了）
- ・補助率：補助対象経費合計額の2分の1（千円未満切捨て）

【詳細】

対象外業種や補助対象経費等の詳細については、以下のホームページをご確認ください。

申請書一式についても、以下のホームページよりダウンロードできます。

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/43/digital-hozyokinn.html>

【問い合わせ先】

岸和田市産業政策課事業者支援担当（072-423-9485）

【6】-----

産業人材の育成を支援します（市）

【技能検定の受検手数料も対象になりました！】

市内の中小企業者や中小企業交流団体が当該事業所に勤務する従業員等に
対して実施する研修事業にかかる費用の一部を補助します。

※令和6年度からは、技能検定の受検手数料も対象になりました。
(申し込み前に補助金の申請を行い、合格した場合に限る。)

【令和5年度の採択事例（一例）】

- ・製造業事業者が、生産現場での現場のリーダーに関する研修
- ・製造業事業者が、空気圧実践技術の習得に関する研修

【募集期間】

原則 令和7年1月31日（必着）まで

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること（大企業等を除く）
(中小企業交流団体の場合は、構成員の半数以上が岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること中小企業者等であること)
- ・法人税法上の収益事業を行っていること
- ・対象外業種でないこと
- ・市税を滞納していないこと
- ・暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと

【交付額及び補助率】

- ・交付額：1事業者1年度につき、10万円（※予算上限に達し次第終了）
- ・補助率：補助対象経費合計額の2分の1（千円未満切捨て）

【詳細】

対象外業種や補助対象経費等の詳細については、以下のホームページをご確認ください。

申請書一式についても、以下のホームページよりダウンロードできます。
<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/43/jinzaiikusei.html>

【問い合わせ先】

岸和田市産業政策課事業者支援担当（072-423-9485）

【7】-----

販路拡大を支援します（市）

市内の中小企業者や中小企業交流団体が、販路開拓のために行う市外の展示会への出展など、その費用の一部を補助します。

(販売を伴わないものに限ります。)

※令和6年度より、海外の展示会やオープンファクトリーへの出展費用も対象になりました。

【令和5年度の採択事例（一例）】

- ・製造業事業者が、伝統的工芸品の展示会へ参加
- ・水槽販売事業者が、展示会で使用する商品紹介動画を作成

【募集期間】

原則 令和7年1月31日（必着）まで

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること（大企業等を除く）
(中小企業交流団体の場合は、構成員の半数以上が岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること中小企業者等であること)
- ・法人税法上の収益事業を行っていること
- ・対象外業種でないこと
- ・市税を滞納していないこと
- ・暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと

【交付額及び補助率】

- ・交付額：1事業者1年度につき、20万円（※予算上限に達し次第終了）
- ・補助率：補助対象経費合計額の2分の1（千円未満切捨て）

【詳細】

対象外業種や補助対象経費等の詳細については、以下のホームページをご確認ください。

申請書一式についても、以下のホームページよりダウンロードできます。

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/43/tenjikai.html>

【問い合わせ先】

岸和田市産業政策課事業者支援担当 (072-423-9485)

【8】-----

創業者の販路開拓を支援します（市）

※年度関係なく、1事業者につき1回のみ申請できます。

市内で創業を予定している方、市内で創業後5年未満の事業者に対し、創業に
係る費用及び販路開拓に係る費用の一部を補助します。

【令和5年度の採択事例（一例）】

- ・開業5年未満の個人事業者が、スポーツスクールを法人化
- ・飲食店経営者が、店舗の入り口に看板を設置

【募集期間】

令和7年1月31日（必着）まで

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・岸和田市内で、個人事業者等として創業または法人の設立を予定する個人、
または、岸和田市内で創業後5年未満の個人または設立後5年未満の法人である
こと。
- ・産業競争力強化法第2条29項1号～4号に該当する創業者であること。
- ・岸和田市創業支援等事業計画における特定創業支援等事業による支援を受けた
こと。
- ・過去に岸和田市創業支援事業補助金、岸和田市創業時販路開拓支援事業補助金
及び「がんばる岸和田」企業経営支援補助金（区分：創業・起業）の交付を受け
ていないこと。
- ・法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34事業）を行う
予定または行っていること。
- ・対象外業種でないこと。
- ・市税を滞納していないこと。
- ・暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと。
- ・岸和田市外で創業後、岸和田市内に移転された事業者又は、

岸和田市内で創業後、岸和田市外へ移転された事業者でないこと。

【交付額及び補助率】

- ・交付額：1事業者1年度につき、10万円（※予算上限に達し次第終了）
- ・補助率：補助対象経費合計額の2分の1（千円未満切捨て）

※年度関係なく、1事業者につき1回のみ申請できます。

【詳細】

対象外業種や補助対象経費等の詳細については、以下のホームページをご確認ください。

申請書一式についても、以下のホームページよりダウンロードできます。

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/43/hanrokaitaku.html>

【問い合わせ先】

岸和田市産業政策課事業者支援担当（072-423-9485）

【9】-----

小規模事業者持続化補助金の申請書作成にも役立つ！

個別事業計画作成相談会 開催のご案内（商工会議所）

補助金申請や経営力向上に大いにメリットのある事業計画ですが、「何から手を付ければ良いのか分からない」「考え方がわからない」などの声を良く耳にすることがあります。事業計画書は経営におけるこれからの道筋を明確にするガイドブックでもあり、収益力増強に大きな効果が期待できます。

専門家との個別相談会を通して、現状のモヤモヤを打破するための強い武器を手に入れましょう！！

【詳細 URL】

<https://www.kishiwada-cci.or.jp/events/consultation/event-10944/>

※複数回実施しておりますので、上記 URLをご確認いただき、この機会に是非お申し込みください。

【問い合わせ先】

担当(主催) : 岸和田商工会議所 市田

電話番号 : 072-439-5023

FAX : 072-436-3030

メールアドレス :

ホ 一 ム ペ 一 ジ : URL: <https://www.kishiwada-cci.or.jp/events/consultation/event-10944/>

【10】-----

新事業展開をお考えの企業の皆さんへ！（商工会議所）

令和6年度「省エネコストカットまるごとサポート事業」の受付を開始しました！
おトクに省エネ診断を受診し光熱費削減とカーボンニュートラルを実現しませんか！

■事業の概要

経済産業省の「地域エネルギー利用最適化取組支援事業」

に採択された支援事業者「省エネお助け隊」と連携して、

省エネ診断（現地調査、データの見える化、省エネ項目の洗い出し等）から、

省エネ伴走支援（実施計画の策定、運用改善や設備更新の支援、

補助金申請への助言）まで、サポートを行います。

■費用（負担額）

国の補助金（経済産業省「地域エネルギー利用最適化取組支援事業」）

を活用するため、負担額は総額の1割となり、お得に省エネ診断を受ける事ができます。

[負担額：7,304円（税込）～46,563円（税込）（事業所の規模により異なる）]

■募集期間

11月29日（金曜日）まで

（受付件数に限りがあるため、上限に達した時点で申込受付を終了します。）

■対象者

「中小企業基本法に定める中小企業者」、又は「会社法上の会社に該当しないもので、前年度若しくは直近1年間のエネルギー使用量（原油換算値）が1,500kWh未

満

の事業所」

※中小企業であり、年間のエネルギー使用量(原油換算値)が1,500kWh以上の事業所は、「みなし大企業」でないこと。

■ホームページ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120020/eneseisaku/sec/es-whole-support.html>

■申し込み：下記の大阪府行政オンラインシステム（お申込みフォーム）からお申込

みください。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/3bed9b01-bb4e-4a68-9f3e-88db7c78bb23/start>

【問い合わせ先】

おおさかスマートエネルギーセンター

（大阪府環境農林水産部脱炭素・エネルギー政策課内）

電話 06-6210-9254 FAX 06-6210-9259

Email : eneseisaku-01@gbox.pref.osaka.lg.jp

【11】-----

Osaka 起業家応援ポータルサイトを開設！（府）

大阪府では、創業希望者・創業間もない事業者を対象に、創業支援情報を掲載する「Osaka 起業家応援ポータル」を開設しました。

こちらのポータルサイトでは、府内外の支援機関が支援情報を掲載しております。

支援情報は ①補助金・助成金 ②融資・出資等 ③創業支援施設 ④相談対応窓口の4つのカテゴリーに分けて一覧化しております。

掲載情報は随時更新を行っておりますので、定期的にご確認ください！

【 サ イ ト U R L 】

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o110050/keieishien/sogyo/index.html>

【問合せ】大阪府商工労働部 経営支援課経営革新グループ

TEL:06-6210-9491

FAX:06-6210-9504

【12】-----

奨学金返還支援制度を新たに導入した事業者に、支援金を支給します！（府）
「令和6年度大阪府奨学金返還支援制度導入促進事業」第2期受付開始のお知らせ

大阪府では、物価高騰の中で、奨学金を返還しながら働く若者の負担を軽減するとともに、府内事業者における人材の確保・定着につなげるため、「大阪府奨学金返還支援制度導入促進事業」を令和5年度に実施しましたが、現在も物価高騰が継続していることを踏まえ、令和6年度については、目標をさらに2,000社に拡大したうえで、引き続き実施しています。

本事業では、従業員等に対し、奨学金返還に係る手当等を支給する、又は、従業員等に代わって奨学金を返還する「奨学金返還支援制度」を新たに導入した事業者に、最大50万円の支援金を支給します。

この度、第2期の申請を令和6年8月20日（火）10時から受付開始しますので、お知らせいたします。

申請期間：申請期間：令和6年8月20日（火）から令和6年9月30日（月）まで
受付申請数 1,000件（予定）

※第1期支援金の申請（1,000件）については、4月に受付を終了
詳 細：詳細は、下記URLに掲載している募集要項をご確認ください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/shogakukin/shienkin.html>

お問合せ：大阪府奨学金返還支援制度導入促進支援金事務局

電話 06-4792-9010（受付：平日 午前9時から午後6時まで）

【13】-----

大阪代表商品販促事業「OSAKA PRIDE PRODUCTS 2025」（府）
～大阪代表商品の募集について～

「OSAKA PRIDE PRODUCTS 2025」とは大阪の各地域や事業者の価値を発見し、魅力ある新しい商品を育てていくプロジェクトです。
大阪府民が誇れる、大阪みやげ（大阪代表商品）に応募してみませんか。

【募集期間】

令和6年7月1日（月）午前10時～8月19日（月）午後5時

【募集対象商品】

お土産に適する商品（食品、雑貨、工芸品など）

※1事業者1品まで　　※生鮮食品不可

【募集対象者】

大阪府内に本店、支店、営業所、応募商品の生産、製造販売を有する
中小・小規模事業者

【応募方法】

下記URLをご確認下さい。

【<https://www.osaka-daihyo.jp/>】

※大阪代表商品50品については、主要駅隣接施設や空港等での出品を支援します。

※地域代表商品500品については、地域の即売会や物産展等での出品を支援します。

（支援内容については検討中）

【問い合わせ先】

担当（主催）：大阪代表商品プロジェクト事務局

電話番号：090-6367-1153

【14】

働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）のご案内（国）

令和2年4月1日から、中小企業に、時間外労働の上限規制が適用されています。
このコースは、生産性を向上させ、時間外労働の削減、年次有給休暇や

特別休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さんを支援します。

ぜひご活用ください。

【詳細】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000120692.html>

※申請の受付は令和6年11月29日（金）まで（必着）です。

（なお、支給対象事業主数は国の予算額に制約されるため、11月29日以前に受付を

締め切る場合があります。）

【問い合わせ先】

厚生労働省

担当課：男女共同参画センター（人権・男女共同参画課）

TEL 072-441-2535（月・祝除く9:00～17:30）

編集・発行 岸和田市役所 魅力創造部 産業政策課 事業者支援担当

Tel : 072-423-9485（事業者支援担当直通）

Email : sangyo@city.kishiwada.osaka.jp

- ※ 各情報の詳細や申込については、それぞれの本文中のURLやお問い合わせ先までご確認をお願いいたします。
- ※ 配信先の変更・配信停止、また、ご意見・ご要望等については、上記メールアドレスまでご連絡ください。
- ※ 岸和田市企業支援メールマガジンは、原則として月に1回の発行です。